

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会認定資格
「NST 専門療法士」2021 年度認定試験に関する公告

日本臨床栄養代謝学会栄養サポートチーム専門療法士認定規程に基づき、本学会認定資格「栄養サポートチーム (NST) 専門療法士」2021 年度認定試験を下記の要綱にて施行します。

なお、COVID-19 感染症の影響により試験実施に関し、変更が今後発生することが予想されます。その場合には、学会ウェブサイトの最新情報で随時ご案内いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

2021 年度 NST 専門療法士認定試験

日時：2021 年 10 月 10 日 (日) 13:00～15:00 (予定)

場所：国立京都国際会館

〒606-0001 京都市左京区岩倉大鷲町 422 番地

TEL：075-705-1234 FAX：075-705-1100

申請期間：

・WEB 事前登録受付：2021 年 6 月 24 日 (10:00)～2021 年 7 月 31 日 (18:00)

・書類送付受付：2021 年 7 月 1 日～2021 年 7 月 31 日 (消印有効)

※締め切りを過ぎた申請書類は受理いたしません。

申請書類：

学会ウェブサイトから WEB 事前登録を済ませて申請書類をダウンロードしてください。WEB 事前登録時には、本学会員 (当年度会費完納) であることが必要です。新規ご入会の場合、入会手続き (当年度会費完納) までに 10 日程要しますので、お早目に手続きをお願いいたします。

- ・2021 年度受験申請書 (2021 年 6 月 24 日 10:00 より WEB 事前登録後、ダウンロード可能)
- ・2021 年度受験者履歴書 (2021 年 6 月 24 日 10:00 より WEB 事前登録後、ダウンロード可能)
- ・国家資格の免許証 (写)
- ・臨床実地修練修了証明証 (学会ウェブサイトよりダウンロード可能)
- ・症例報告書 (学会ウェブサイトよりダウンロード可能)
- ・取得単位確認票 (2021 年 6 月 24 日 10:00 より WEB 事前登録後、ダウンロード可能)
- ・日本臨床栄養代謝学会 (旧 日本静脈経腸栄養学会) 学術集会参加証 (原本)
- ・NST 専門療法士受験必須セミナー
(旧 JSPEN 臨床栄養セミナー、コ・メディカル教育セミナー) 修了証 (写)
※名札・領収証では受理いたしません。
- ・学会の認める全国学会、地方会、研究会参加証 (写)
- ・長 3 封筒 (宛名に申請者氏名、郵送先をご記入の上、84 円切手を貼付のこと)
※学術集会参加証 (原本) ご返却用として使用いたします。

受験料：10,000 円

※受験料の支払い方法は WEB 事前登録完了後にメールにてご案内いたします。クレジット決済またはコンビニ決済にてお支払いください。

※受験料はいかなる理由があっても返金いたしません。

書類送付先：一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会 認定・資格制度委員会

〒104-0031 東京都中央区京橋 1-17-1 昭美京橋第二ビル 5 階

TEL：03-6263-2580 FAX：03-6263-2581

申請に当たっては、「栄養サポートチーム (NST) 専門療法士認定試験受験申請について」をお読みいただき、提出書類に不備・不足の無いようご確認ください。

以上

「栄養サポートチーム（NST）専門療法士」認定試験受験申請について

前記公告のとおり「栄養サポートチーム（NST）専門療法士」認定試験を実施いたします。

受験申請予定の方は、これらの諸事項に留意され手続きに不備の無いよう申請をお願いいたします。

■認定の対象および認定試験受験申請の要件（栄養サポートチーム専門療法士認定規程第6条）

第6条

1. 日本国の以下に掲げる国家資格を有すること。

認定対象国家資格：管理栄養士、看護師、薬剤師、臨床検査技師、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、診療放射線技師

2. 当該国家資格により5年以上、医療・福祉施設に勤務し、当該施設において栄養サポートに関する業務に従事した経験を有すること。

3. 本学会学術集會に1回（10単位）以上、本学会主催のNST専門療法士受験必須セミナー（旧JSPEN臨床栄養セミナー、コ・メディカル教育セミナー10単位）に1回以上参加することを必須とし、この単位数を必須単位数とする。必須単位数30単位以上を有するか、または、必須単位数に加え、本学会が認める栄養に関する全国学会、地方会、研究会への参加単位数の合計が30単位以上あること。なお、「バーチャル臨床栄養カレッジ」修了証については非必須10単位を認める。

※受験申請に関する注意をご確認ください。

4. 第4章の規定により認定された認定教育施設（以下認定施設）において、合計40時間の実地修練を修了していること。

受験申請時に上記1～4を全て満たしていることが必要です。栄養士、准看護師の方であっても申請時に管理栄養士、看護師資格を取得しておれば申請可能です。また、実務経験年数に栄養士、准看護師として勤務した期間を加算できます。

■受験申請に関する注意

1. 申請は学会ウェブサイトより行います。WEB事前登録（2021年6月24日～2021年7月31日）から申請書類をダウンロードしてください。

2. 必須単位として本学会学術集會（10単位）、NST専門療法士受験必須セミナー（旧JSPEN臨床栄養セミナー、コ・メディカル教育セミナー10単位）合計20単位を含む合計30単位以上の学会、研究会等の参加実績が必要です。

3. 必須20単位以外の10単位については、本学会学術集會またはNST専門療法士受験必須セミナー（旧JSPEN臨床栄養セミナー、コ・メディカル教育セミナー）いずれかもう1回の参加、あるいは本学会が認める栄養に関する全国学会、地方会、研究会（JSPENホームページ「学会の認める全国学会、地方会、研究会」参照）への参加を以って10単位の取得が可能です。

4. 学会の認定教育施設において、合計40時間以上の臨床実地修練を修了していることが必要です。臨床実地修練のカリキュラムは認定教育施設ごとに指導責任者（JSPENホームページ掲載）により作成されていますので、ご確認ください。なお、臨床実地修練修了証明証は指導責任者の自署・捺印を必ず受けてください。

5. 認定教育施設での臨床実地修練では、指導責任者のもとで期間中栄養管理に当たった症例について症例報告書（1,600文字以内）を1通作成していただきます。あらかじめ書き方、内容の指導を受け、指導責任者の自署・捺印を必ず受けてください。

6. 申請時の氏名と申請必要書類の氏名に相違のある場合は、変更前・変更後が分かる公的証明書の写し（戸籍抄本・運転免許証・住民票など）をご提出ください。※会員マイページに反映済の場合は不要

※WEB 事前登録（ダウンロード）を完了するためには、会員管理システムにおいて当年度会費の完納が必須です。入金確認には 10 日程要しますのでお早目のお手続きをお願いいたします。

※本学会学術集会参加(必須 10 単位)は参加証原本の提出が必要です。原本の提出がない場合は 10 単位として認められませんのでご注意ください。参加証原本は事務局確認後、返却いたします。

※第 36 回日本臨床栄養代謝学会学術集会も取得単位としてお認め出来ますので、申請期間内に間に合うように各自プリントアウトしご提出下さい。

※2020 年度・2021 年度の受験必須セミナーオンライン受講は、必須・非必須にかかわらず 1 年度毎のセミナー 1 回受講につき 10 単位として認められます。

例)2020 年 NST 専門療法士受験必須セミナー 10 単位 + 2021 年 NST 専門療法士受験必須セミナー 10 単位 = 合計 20 単位として認められる。

※学会等の参加証明については、各自で参加証の保管に留意してください。また、提出に当たっては、学会名・開催期日・参加者氏名が確認できるものが必要です。領収書部分や出張証明証等では代用できません。

※学会の認める全国学会、地方会、研究会については認定期間ごとに単位数が異なりますので注意してください。

2015 年(平成 27 年)2 月 12 日以降開催の地方会、研究会は（本学会支部会は除く）5 単位から 2 単位に変更されました。

※受験申請の要件は、受験申請時まですべてを満たせばよく、取得に要する期間・順序は問いません。

一旦取得した単位・要件の有効期限はありません。

※万一認定試験に不合格となった場合でも、再受験の場合にはあらためて単位を取得し直す必要はありません。

※提出された受験申請書類は学術集会参加証（原本）を除き、返却いたしません。

■書類送付に関する注意

1. 申請期限を厳守してください。締め切りを過ぎたものについては受理いたしません。
2. A4 版封筒に申請必要書類を入れ、「専門療法士受験申請書類在中」と朱書きの上、簡易書留等記録が残る郵送方法でご送付してください。簡易書留等の控えは申請書類受理通知メールが到着するまで各自保管してください。なお、簡易書留等によらない郵便事故については、一切救済いたしません。
3. 申請書類は一人封筒一通でご送付してください。同一施設から複数の申請であっても、同じ封筒にまとめて送付しないようにしてください。この場合の申請上の事故に対して、事務局では責任を負いません。

■書類審査

提出書類については、審査、確認を行い、疑義あるものや内容が不十分なものについては再提出が必要となります。